

介護保険施設等の長 様

二本松市長
(公印省略)

介護保険施設等における事故及び感染症等報告について（通知）

日頃より本市福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施設等において発生した事故及び感染症につきましては、令和4年10月21日付け通知4高第1069号により、福島県への報告に準じてご報告いただいているところですが、福島県において報告様式及び報告方法の一部改正がありました。（令和7年6月23日付け7生福第1492号通知）

つきましては、本市につきましても同様の取扱いとしますので、今後は改正後の様式及び方法によりご報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告書様式については、市ウェブサイトに掲載しております。

(URL : https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/kenkou_fukushi/kaigo_hoken/page001883.html)

記

1 報告対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護施設、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院

2 事故等の報告について

(1) 報告の対象とする事故等の内容

- ア 入所者（利用者を含む。以下同じ。）の事故による死亡
- イ 入所者の誤嚥による死亡
- ウ 入所者のその他の理由による死亡
- エ 入所者の誤嚥による負傷
- オ 入所者の骨折による負傷（入院若しくは1箇月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの）
- カ 入所者のその他の理由による負傷（入院若しくは1箇月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの）
- キ 入所者の誤薬（医師の処方どおりでない薬の服用・投与が行われた場合）
- ク 職員の法令違反・不祥事等
- ケ 火災の発生

- コ 地震、津波、台風等の天災による被害
- サ 入所者の長時間の所在不明（概ね24時間経過しても発見できない場合等）
- シ 入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷
- ス その他アからシまでに準ずる重要な事項

(2) 提出書類

様式第1号「事故報告書」

※ 様式が一部変更になっていますので、最新のものをご使用願います。

※ 第1報は、事故発生後速やか（5日以内を目安）に、様式第1号の1から6の項目を可能な限り記載して報告すること。

※ 最終報告は、事故の原因分析や再発防止策等を講じた上で、事故発生から1か月以内に様式第1号の7及び8の項目を追記して提出すること。

3 感染症等の報告について

(1) 報告の対象とする感染症の内容

感染症（新型コロナウイルスを含む）で、次のいずれかに該当した場合

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 提出書類

ア 様式第2号 感染症等発生報告書

イ 様式第3号 感染症等終息報告書

※ 様式が一部変更になっていますので、最新のものをご使用願います。

※ 新型コロナウイルス感染症も同一の様式となっております。

※ 発生報告書及び終息報告書には、感染者名簿を添付願います。

※ 電話による第一報の連絡は不要です。

4 提出先

二本松市保健福祉部高齢福祉課介護保険係

(Email) kaigohoken@city.nihonmatsu.lg.jp

※原則、上記提出書類をExcelファイルで電子メールによりご提出下さるようお願いいたします。

5 その他

昨年度から市内介護保険施設等における事故等の発生件数が増加しておりますので、より一層の事故防止対策に万全を期されるようお願いいたします。

事務担当：保健福祉部高齢福祉課介護保険係 TEL 0243-55-5115

FAX 0243-22-1547